

計画作成年度	平成21年度
計画変更年度	令和4年度
計画主体	北海道豊浦町

豊浦町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 豊浦町農林課農林係
所在地 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地
電話番号 0142-83-1416
FAX番号 0142-83-2129
メールアドレス rinsei@town.hokkaido-toyoura.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、タヌキ、キツネ、アライグマ、カラス、スズメ、ドバト、キジバト
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	豊浦町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害額（千円）	被害面積（ha）
エゾシカ	水稻	338千円	0.31ha
	小豆	1,155千円	1.34ha
	てん菜	138千円	0.20ha
	馬鈴薯	8,654千円	3.25ha
	人参	1,113千円	0.34ha
	小麦	111千円	0.55ha
	いちご	5,635千円	0.15ha
	大根	92千円	0.03ha
計	17,236千円	6.17ha	
キツネ	スイートコーン	526千円	0.55ha
	イチゴ	939千円	0.05ha
	計	1,465千円	0.60ha
タヌキ	スイートコーン	526千円	0.55ha
	イチゴ	939千円	0.05ha
	計	1,465千円	0.60ha
カラス	スイートコーン	526千円	0.55ha
	イチゴ	2,817千円	0.15ha
	計	3,343千円	0.70ha
カモ	スイートコーン 計	95千円	0.10ha

アライグマ	スイートコーン	717千円	0.75ha
	イチゴ	4,884千円	0.18ha
	計	5,601千円	0.93ha
クマ	てん菜	208千円	0.30ha
	スイートコーン	478千円	0.50ha
	計	686千円	0.80ha
	合計	29,891千円	9.90ha

(注) 被害数値は令和3年度野生鳥獣被害調査による。

(2) 被害の傾向

(エゾシカ)

- ・エゾシカによる被害は、5月の播種期から10月の収穫期までの期間に町内全域に見られ、令和3年度の農作物被害は前年度に比べ1,867千円増の29,891千円で、被害面積は7.90ha減少して6.17haとなった。これはエゾシカ個体数がここ数年増加し、これまで見られなかった単価の高いイチゴの食害が発生したが、他の作物では被害面積、被害金額は減少しており農業鳥獣害対策事業により整備が進む電牧柵により一定の効果があったと考えられる。
- ・例年町内全域において被害が発生し、町内北部地域での小麦、甜菜類、牧草の作付地帯においての被害が大きく、またここ数年の傾向として、町内南部大岸地区を中心に水稻の被害が増加していることから、農家の依頼に応じくりわなを設置するなどし、銃器と合わせ過去最多となる270頭を捕獲した。

(キツネ・タヌキ)

- ・野菜作付地（露地）で食害が発生しているほか、市街地の徘徊など生活環境エリアへの出没や被害があることから、主に箱わなにより捕獲活動を行った。

(アライグマ)

- ・町内全域で生息が確認され、スイートコーン、イチゴ（ハウス・露地）の食害が深刻化している。市街地周辺でも家庭菜園等での被害が拡大していることから、被害農家等への箱ワナの貸出を積極的に進めるなどの対策を行い、令和3年度は114頭を捕獲した。

(カラス・スズメ・ドバト・キジバト)

- ・町内北部地域で養畜被害継続的に発生しているほか、農作物の食害、生活環境エリアでの人への攻撃があることから、市街地地区は繁殖期における巣の撤去による卵・ヒナなどの駆除に加え、北部山方面の養畜被害に対しては銃器による駆除・追払い活動を行い、カラスについては令和3年度において55羽を駆除した。

(ヒグマ)

- ・農作物の被害のみならず、人への危害が危惧されるため、足跡・糞の発見時は、見回り活動の強化と広報活動による危険防止対策を行っている。令和3年度は北部地区において農作物の食害が広範囲に発生したが、目撃情報がほとんどなく、通りグマが大半と思われたため、個体クマ捕獲用箱わなは設置せず、猟友会によるパトロールを実施するにとどまった。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和6年度）	
	面積	金額	面積	金額
エゾシカによる農作物被害	6.17ha	17,236千円	3.00ha	10,000千円
キツネによる農作物被害	0.60ha	1,465千円	0.60ha	1,000千円
タヌキによる農作物被害	0.60ha	1,465千円	0.40ha	1,000千円
アライグマによる農業被害	0.93ha	5,601千円	0.70ha	3,000千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣の駆除の徹底と効率化を図るため、平成23年度において特措法における鳥獣被害防止総合対策事業補助金を活用し、銃猟・わな猟免許の資格取得奨励事業及び、各種捕獲用わなの購入事業を実施し、猟友会の後継者育成、被害農家の自己防衛力の強化、並びにわな購入による捕獲率の向上が図られた。	銃猟免許の資格取得者への猟銃及び保管庫の購入に対する補助並びに、わな猟免許資格取得者に対する、わなの取り扱い・設置・捕獲・撤去に関する講習会の実施と、狩猟免許の資格取得奨励事業の継続。 被害状況の的確な把握と地域住民への情報提供。 エゾシカの異常発生に対応するための、生息地及び越冬地の調査。
防護柵の設置等に関する取組	豊浦町農業鳥獣被害防止対策事業として、電気柵の購入について半額を補助	被害地区全体を一体的に囲むのが一番効果的であるが、山林や河川、起伏のある地形での設置の難しさ、また電気柵の適切な維持・管理等の問題

(5) 今後の取組方針

①被害農家自らの捕獲駆除

農業者自らが、銃猟やわな狩猟免許を取得し、銃・わなによる捕獲駆除を実施する。
鳥獣対策防止協議会での免許取得経費の一部助成のほか、猟銃購入経費の補助、箱罟の購入、貸し出し等の支援を引き続き実施する。

②エゾシカの捕獲

北海道が策定したエゾシカ保護管理計画に基づき、個体数指数の減少を目標として銃やわなにより捕獲する。

③タヌキ・キツネの捕獲

農畜産物又は生活環境への被害を及ぼす恐れのある個体について捕獲する。

④カラス・スズメ、ドバト・キジバトの駆除

農作物や養畜への被害の他、営巣などによる生活環境に被害を及ぼす恐れのある個体について捕獲する。

⑤ヒグマの捕獲

出没時には関係機関と連携し、出没個所付近でのパトロール実施や箱わなの設置を行い捕獲する。

⑤アライグマの箱わなによる捕獲

農作物や生活環境への被害が甚大であることから、関係機関と連携し箱罟を用いた捕獲を行う。また、箱罟の貸し出しを積極的に行い、地域全体での根絶に向けた取組を継続的に実施する。

⑥侵入防止柵の設置による農業被害の防止

電牧柵、防護ネットの設置に要する費用について、設置経費のうち2分の1を助成する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会豊浦部会への捕獲実績に基づく活動事業交付金を交付することにより、捕獲・駆除を継続するとともに、農業者自ら狩猟免許を取得することを支援することで、被害地での苦情を効果的に実施することにより農作物や養畜への被害防止を図る。

今後も関係機関と連携し、有害鳥獣による農業被害を最小限にとどめる。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
4 ～ 6	エゾシカ タヌキ・キツネ ヒグマ アライグマ カラス・スズメ ドバト・キジバト	① 捕獲実績による猟友会豊浦部会への交付金の支給継続 ② 銃器購入者への助成のほか、箱わな、くくり罟を購入、貸し出しを行う。 ③ 新たな捕獲用具の導入を行い、捕獲効率を高め捕獲数の増加を図る。 ④ 生活環境被害の原因となっているカラスについて、巣の撤去による卵・ヒナなどの駆除を実施。 ⑤ 一般農家向け研修会の実施による被害防止意識の向上。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカについては、北海道が策定したエゾシカ保護管理計画に基づき、個体数指数の減少が確認されるまで捕獲する。その他については、近年の捕獲実績を基礎に捕獲数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ	250	300	300
タヌキ	20	30	30
キツネ	20	30	30
ヒグマ	—	—	—
アライグマ	150	150	200
カラス	100	150	150
スズメ	20	20	20
ドバト・キジバト	30	30	30

捕獲等の取組内容
銃器による有害鳥獣（エゾシカ・カラス・スズメ・ドバト・キジバト）の捕獲・駆除は、鳥獣保護区を除く豊浦町一円において4月～3月の期間に実施し、エゾシカについては、くくり罠も使用し個体数減少に向け駆除を積極的に行う。 また、タヌキ・キツネ・アライグマに関しては、必要に応じて箱わなを設置し、4月～3月の期間において捕獲・駆除を行う。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
シカ・アライグマ	電牧柵、防護ネットを購入する農家に対し設置費用の1/2を助成		

(2) その他被害防止に関する取組

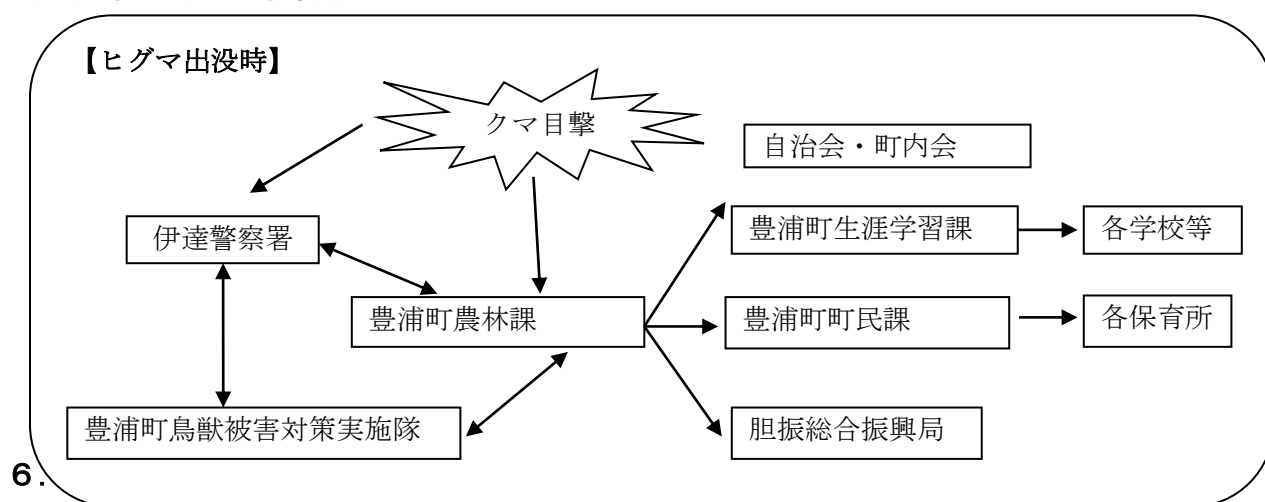
年度	対象鳥獣	取組内容
4 ～ 6	エゾシカ アライグマ ヒグマ アライグマ カラス スズメ	① 被害農家に対する鳥獣被害防止知識の普及啓発 ② 農作物の自己防衛の働きかけ ③ 畑等への商品化できない農作物の放置防止 ④ ヒグマ出没時の生ごみ等管理徹底の通知 ⑤ ヒグマ出没時の連絡体制整備（近隣市町を含む）

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
豊浦町鳥獣被害対策実施隊	出没時における緊急パトロール及び緊急捕獲。
北海道伊達警察署	出没時における緊急パトロールや住民の避難誘導。
自治会及び町内会	住民への注意喚起。
豊浦町生涯学習課	町内の各学校等への注意喚起。
豊浦町町民課	町内の各保育所への注意喚起。
豊浦町農林課	上記関係機関との連絡・調整。住民への注意喚起、報道対応。

(2) 緊急時の連絡体制



(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	豊浦町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
豊浦町	協議会事務局運営、被害状況の把握、有害鳥獣捕獲許可申請事務、住民への普及啓発、一部対象鳥獣の捕獲駆除
豊浦町農業委員会	農業被害の状況把握 情報提供
とうや湖農業協同組合	農業被害実態調査、組合員への啓発
胆振西部森林組合	林業被害の状況把握、情報提供
北海道猟友会伊達支部	鳥獣対策に係る広域情報提供
北海道猟友会伊達支部豊浦部会	対象鳥獣の捕獲・駆除
胆振農業改良普及センター	農業被害の状況把握、情報提供
胆振総合振興局森林室豊浦事務所	林業被害の状況把握、情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道胆振総合振興局農務課	鳥獣被害防止計画の協議・鳥獣害防止総合対策事業の指導
北海道胆振総合振興局環境生活課	捕獲許可申請等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年度から鳥獣被害対策実施隊を組織している。

○実施隊員

実施隊員は、北海道猟友会伊達支部豊浦部会会員から選出し、町長が任命する。

○実施隊の活動内容

有害鳥獣の捕獲に関する事、その他鳥獣被害防止対策に関する事。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【キツネ、タヌキ、アライグマ、カラス、スズメ、ドバト、キジバト】

西いぶり広域連合理立処分場への運搬又は生活環境に影響を与えない方法で埋設処理する。

【エゾシカ】

肉の一部は利活用し、そのほかの部分については、一般廃棄物として処理、又は捕獲場所にて生活環境に影響を与えない方法で埋設する

【ヒグマ】

肉の一部は利活用し、胃・肝臓等については、必要に応じ学術用検体として研究機関へ提供する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

ハンターの育成・確保に係る施策の実施。

・銃所持許可更新に係る支援

わな猟免許取得の推進

・農業者等へのわな猟免許試験に係る情報提供

・狩猟免許試験、予備講習会に係る情報提供